

物品供給請書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者

大阪市健康局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

㊞

下記について貴市に提出しました申込書のとおり、次の金額で履行することをお请けします。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

契約金額			百万			千		円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額								円
<input type="checkbox"/> 免税事業者								

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)です。

記

案件名称								
納入期限	令和 年 月 日	契約後 日	納入場所					
明 細 書	品名	形状・寸法・摘要	数量	単価	小計			
				円	円			
(見積条項) 裏面のとおり								
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 〔 地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号 〕 2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input checked="" type="checkbox"/> 免除				年度	会計	部		
用途				支				
摘要				出				
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	起案 令和 . .		
					係長	決裁 令和 . .		
						健契第	号	

契 約 条 項

(検査の時期)

1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。